

要介護認定モデル事業(第二次)について

- 全市町村で実施
- 従来の認定と新判定ソフトを用いた新しい認定を併用

モデル事業(第二次)対象者数

各市町村等のモデル事業の対象者数は人口規模に応じて、下記の通り設定した。

- 1万人未満・・・・・・・・・・・・・・5人
- 1万人以上5万人未満・・・・・・・・・・10人
- 5万人以上10万人未満・・・・・・15人
- 10万人以上30万人未満・・・・・・・・40人
- 30万人以上50万人未満・・・・・・・・75人
- 50万人以上100万人未満・・・・・・150人
- 100万人以上・・・・・・・・・・・・・・300人

審査会資料の変更点

- ① 認定調査項目の見直し(82項目→74項目)
- ② 認定調査項目の群分けの再編(7群→5群)
- ③ 認知症高齢者自立度Ⅱ以上の蓋然性(%)の表示
- ④ 状態の安定性の推計結果の表示
- ⑤ 中間評価項目得点表の見直し
- ⑥ 日常生活自立度の組み合わせの削除
- ⑦ 要介護度変更の指標の削除
- ⑧ 要介護認定等基準時間の帯グラフ表示の導入